

「現存天守キャラバン動画制作業務委託」公募型プロポーザル仕様書

1 業務名称

現存天守キャラバン動画制作業務委託

2 委託業務の目的

弘前市にある弘前城は江戸時代以前から現存している「現存 12 天守」のひとつである。日本に 12 しかない希少性を PR するため、現存天守をテーマとし、お城巡りのような観光ルート形成に繋がるような映像により、「弘前城」の認知度を高めることを目的としたプロモーション映像を作成するために業務委託を実施する。

3 業務内容

- (1) 弘前城をメインに現存天守プロモーション映像の企画・制作
- (2) 映像制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、グラフィック作業等の一式
- (3) DVDの複製
- (4) 地上波または衛星放送、ウェブ等での動画放送の企画・立案、実施
- (5) その他上記業務に付随する業務

4 留意事項

- (1) 出演者について
出演者等の確保は原則受注者が行うものとする。
- (2) 映像内容について
ア 現存天守を巡りたくなるような内容とし、弘前を出発して各現存天守を巡るような内容とすること。
イ 現存天守 12カ所すべての映像を使用すること。
ウ お城だけでなく、城下町の魅力が伝わる映像とすること。
エ 制作を進める過程において、内容やスケジュールを弘前市と十分協議の上、作業を進めるものとする。
オ 映像は、現存天守のある 12都市を 1番組にまとめた映像（約 30分程度）とダイジェスト版（約 3分程度）である全体を象徴する映像各 1本とすること。
カ 肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分配慮すること。
- (3) 映像の活用について
ア 県・市町村・関係団体ホームページ、動画サイトへの掲載
イ 海外における地上波・衛星放送
ウ 市および関係団体におけるプロモーションイベントでの放送
- (4) 権利関係について
ア 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。
イ 今回の成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 27 条及び第 28 条に基づ

く権利を含む)は発注者に渡した時点で弘前市に帰属するものとする。
ウ 成果品を4(3)各号以外の方法により活用しようとする際には、弘前市は受注者と協議するものとする。

5 納品形態

(1) 家庭用DVDディスク(ジャケットカバー及びタイトルラベル付)

- ・全体版(1本・約30分程度)DVD 20セット
- ・ダイジェスト版(1本・約3分程度)DVD 20セット

6 委託期間 契約締結日から平成29年3月31日(金)まで

7 その他

この仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。